

舟石川一区自治会規約

令和6年4月1日改定版

第1章 総 則

(目的)

第一条 この会は、行政及び地域の各種団体と協力・連携のもとに会員相互のふれあいを深め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災(自主防災会規約・災援計画に基づく)・防犯などに努めるとともに、行政との協議・協力を進めつつ、住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、舟石川一区自治会(以下本会とする)と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は舟石川一区集会所内(東海村大字舟石川8¥73)におく

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 身近な地域のまちづくりに関する事。
- (3) 地域の各種団体及び行政との連絡調整に関する事。
- (4) 環境整備に関する事。
- (5) 青少年健全育成に関する事。
- (6) 所有する資産及び施設の管理運営に関する事。
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業に関する事。

(区域)

第5条 本会の区域は舟石川一区域(東海村大字舟石川、舟石川駅西、石神外宿、石神内宿、白方・船場・大山台)の一部とする。

(会員)

第6条 本会の会員は、普通会员及び賛助会員をもって構成する。

- (1) 普通会员は、第5条に定める区域に住所を有し、自治会費を納入する者とする。
- (2) 賛助会員は、同上区域にあり自治会費を納入する事業所(賃貸住宅も含む)および団体とする。

(加入)

第7条 本会に加入しようとするものは、班(常会)を新設するか既存の班(常会)に加入し、会長に届け出るものとする。なお会長は区域に居住している自治会未加入者、又は新たに入居した世帯及び開業した事業所、団体があったときは、本会の趣旨を説明し、自治会加入を求めるものとする。

(班の責務)

第8条 班(常会)は第1条の目的を達成するために活動する。

(班の設置基準)

第9条 班(常会)の構成は5戸以上の戸数をもって組織する。但し、既存の班(常会が何らかの理由により戸数が減少した場合は、今後増加が見込める場合のみ班(常会)と認める。

(分班の措置)

第10条 分班(常会)する場合は同一班(常会)内の同意を得、かつ5戸以上の戸数を持って組織するよう措置しなければならない。

(脱会)

第11条 本会の脱会は、次の場合とする。

- (1) 本会の区域に居住をしなくなったとき
- (2) 本人の申し出が班長を通してあったとき

第2章 組 織

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 | 1名 |
| (3)協議員 | 8名 |
| (4)集会所管理者 | 1名 |
| (5)会計 | 1名 |
| (6)書記 | 1名 |
| (7)専門委員長 | 4名 |

(役員を選出)

第13条 会長・副会長及び集会所管理者については、役員選考委員会により選出し、選考委員長は総会に報告し、承認を得る。

- 2、書記は会員(役員を含む)の中から会長が委嘱する。
- 3、協議員は、別表1「地区割り表」の各地区の会員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 4、役員選考委員は、協議員及び専門委員長をもって構成し、役員改選時の3ヶ月前迄に設置する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1)役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない、
- (2)役員任期中に欠員が生じ、補充された場合の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第15条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1)会長は会を代表して会の職務を統括し、また行政との円滑な連絡調整を図る。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3)協議員は、担当地区の事業の推進に当たるほか、地区を代表して、会の職務に当たる。
- (4)集会所管理者は、集会所の管理・運営に当たる。
- (5)会計は、会の会計事務を担当する。
- (6)書記は本会の庶務(記録)を担当する。
- (7)専門委員長は、それぞれの専門委員会を代表して会の業務を統括する。

(専門委員会)

第16条 本会に、専門委員会を置くことができる。

(専門委員選出)

第17条 専門委員は協議員、班長で構成し、さらに、地域の組織の代表者及び各専門委員会から推薦された会員を会長が委嘱する。

（専門委員の任期）

第18条 専門委員の任期は次のとおりとする。

(1) 専門委員の任期は2年とする。但し、班長の専門委員は1年とする。

但し再任はさまたげない。

(2) 任期中に欠員が生じ補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員の職務）

第19条 専門委員は所属する専門委員会の活動内容を調査・研究し、事業を推進する。

（専門委員長の選出）

第20条 各専門委員会に委員長・副委員長を置くこととし、委員の互選により各1名を選出する。

（他の組織等の役職選出）

第21条 本会を代表して選出する各種団体、他の組織の役職、村等の委員は役員会で選出する。

（顧問）

第22条 本会は、必要に応じて顧問をおくことができる。

2 顧問は役員会で決定し会長が委嘱する。任期を2年とする。

3 顧問は会長の諮問に対して会議に出席し助言を行う。

第3章 会 議

（会議）

第23条 本会の会議は、総会・役員会・運営委員会とする。

（総会）

第24条 総会は本会の最高議決機関であり、通常総会及び臨時総会とし、運営委員会委員及び 代議員、会長が認めた団体の長等をもって構成する。

（総会の議決事項）

第25条 総会はこの規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第26条 通常総会は、年1回開催する。

2、臨時総会は、会員の1/3以上の請求があったとき、役員会において役員数の2/3以上で議決された場合、または運営委員会において、臨時総会開催議決があったときに開催しなければならない。

（総会の招集）

第27条 総会は会長が招集する。

2、会長は、前条2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

（総会の議長）

第28条 総会の議長は出席した構成員の中から選出する。

（総会の定足数）

第29条 総会は、運営委員会委員、代議員の1/2以上の出席がなければ開会することがで

きない。ただし、やむを得ない事情で出席出来ない者は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

(代議員の選出及び職務)

第30条 通常総会の代議員は、各班(常会)の班長及び前年度班長とし、各班(常会)の代表として舟石川一区自治会において意志を表明するとともに、自治会活動に積極的に参加する。

2、臨時総会の代議員は各班の班長とする。

(総会の議決)

第31条 総会における議決は、出席した構成員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)出席した役員、代議員の総数 (委任者を含む)

(3)審議事項及び議決事項

(4)議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及び会議にて選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

(役員会の招集)

第33条 役員会は会長が招集し、議長となる。

(運営委員会)

第34条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員及び各専門委員会を代表する2名の委員をもって構成する。

(運営委員会の議決事項)

第35条 運営委員会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する全ての事項を議決する。

(運営委員会の招集等)

第36条 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(運営委員会の定足数)

第37条 運営委員会は、構成員の1/2以上の出席がなければ開会することができない。

但し、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする。

(運営委員会の議決)

第38条 運営委員会における議決は、出席した構成員の過半数の賛成をもって決する。

第4章 会計及び会計監査

(会計年度)

第39条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(収入)

第40条 本会は次の収入により運営する。

(1)会費 (2)寄付金 (3)交付金 (4)その他の収入

(会費)

第41条 本会の会費は別に定めるものとする。

2, 会費は班長が徴収し、まとめて会計に納入するものとする。

(支出)

第42条 支出は、総会で議決された予算に基づき、本会の目的に添って行う。

(会計監査)

第43条 本会の会計を監査するため、会長は会計監査2名を会員の中から委嘱し、総会の承認を得る。

(会計監査の任期)

第44条 会計監査の任期は、役員に準ずるものとする。

(会計監査)

第45条 会計監査は、当年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第5章 資産

(資産の管理)

第46条 運営委員会の議決により定めた資産は目録を作成し、会長が管理する。

(資産の処分)

第47条 第45条で掲げた資産を処分する場合、担保に供する場合は総会において出席した構成委員の3/4以上の議決を要する。

第6章 規約等の変更及び解散

(規約の改廃)

第48条 規約の改廃は総会において3/4以上の賛成を得、かつ、東海村長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第49条 本会を解散する場合は地方自治法第260条20による。

2 総会において解散を議決する場合は、出席した構成員の3/4以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 本会を解散するときに有する残余財産は、総会において出席した構成員の3/4以上の承認を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(規約等の制定)

第51条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の承認を経て別に定めることができる。

第7章 雑則

(簿冊)

第52条 本会には、規約、許可及び登記等に関する書類、会員名簿、総会等の議事録、金銭出納簿及び財産目録を備え付けなければならない。

(役員の手当)

第53条 役員には別に定める活動費を支給する。

活動費の交付については、別に定める「舟石川一区自治会運用細則」による。

第54条 舟石川一区自治会内における各種団体に対する補助金の交付については別に定める「舟石川一区自治会補助金交付要綱」により支給する。

付 則

1.舟石川一区規約は平成27年3月31日で廃止し、この規約は平成28年4月1日より施行する。ただし舟石川一区規約による役員は、この規約の役員に移行し任期は第13条の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。

2.この規約は平成19年4月1日から施行する。

3.この規約は平成20年12月1日から施行する。

4.この規約は平成21年4月12日から施行する。

5.この規約は平成22年4月5日から施行する。

6.この規約は平成25年4月1日から施行する。

7.この規約は平成28年4月1日から施行する。

(行政協力員制度廃止による)

8.この規約は平成29年4月1日から施行する。

(役員の数現行に合わせる。)

9この規約は平成30年3月25日から施行する。

(主たる事務所・区域の変更、構成員の見直しによる)

10.この規約は平成31年4月1日から施行する。

11.この規約の施行に際し、第14条の役員の任期中第1・3・5・7グループの協議員の任期を特例として、平成31年4月1日から2020年3月31日までの1年間とし、それ以降の任期は2年間とする。

12. この規約は令和3年4月1日から施行する。

(副会長を1人とし、会計の副会長兼務を削ることによる)

13. この規約は令和5年4月1日から施行する。

(顧問をおくことによる)

14. この規約は令和6年4月1日から施行する。

(後継者不足を解消するため並びに顧問の任期を定めるため)